

## 北海道創生・海外留学支援協議会規約 新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">北海道創生・海外留学支援協議会規約</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(事業) 第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) <u>北海道未来人財応援事業 (学生留学コース)</u></p> <p>(2) その他当該事業の実施に必要な取組</p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>(地域コーディネーター) 第7条 協議会に地域コーディネーターを置く。 2 (略) 3 地域コーディネーターは、学識者、北海道総合政策部地域創生局地域政策課<u>地域資源活用担当課長</u>をもって充てる。</p> <p>第8条～第11条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>(施行期日) <u>この規約は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>別紙1 北海道創生・海外留学支援協議会 構成団体一覧 [略]</p>	<p style="text-align: center;">北海道創生・海外留学支援協議会規約</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(事業) 第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。 (1) <u>官民協働海外留学支援制度「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム地域人材コース」に採択された北海道海外留学支援事業及び北海道未来人財応援事業 (学生留学コース)</u></p> <p>(2) その他当該事業の実施に必要な取組</p> <p>第4条～第6条 (略)</p> <p>(地域コーディネーター) 第7条 協議会に地域コーディネーターを置く。 2 (略) 3 地域コーディネーターは、学識者、北海道総合政策部地域創生局地域政策課<u>未来人財担当課長</u>をもって充てる。</p> <p>第8条～第11条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別紙1 北海道創生・海外留学支援協議会 構成団体一覧 [略]</p>	<p>○令和5年度から留学支援は日本学生支援機構の助成がなくなることから削除。</p> <p>○機構改正による修正。</p>